

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成31年4月1日～令和元年9月30日）。

- 1 職員の法令遵守の状況
道路交通法違反（1件）
 - ・人身事故
相手方に打撲の傷害を負わせたもの 1件
 - その他（2件）
 - ・18歳に満たない児童に現金を渡した上でわいせつな行為を行ったもの 1件
 - ・虚偽の申告により特別休暇を不正に取得したもの 1件
- 2 公益通報の実績
受付件数 0件
- 3 不当要求行為
報告件数 0件
- 4 旭川市公正職務審査会
開催回数 1回
会議内容 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について ほか